

(発送日) 2025年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

日本食品化工株式会社

(証券コード：2892)

代表取締役 荒 川 健

第104期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104期定時株主総会について、下記の通り開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、お土産の配布はいたしません。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nisshoku.co.jp>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2892/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本食品化工」又は「コード」に当社証券コード「2892」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、議決権行使期限までに当社に到着するようご送付ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の議決権行使期限までに議決権行使ウェブサイトより議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

日 時 2025年6月26日（木）午前10時
場 所 静岡県富士市柳島189-8
富士市産業交流展示場 「ふじさんめっせ」 会議室
(会場については末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください)

会議の目的事項

報 告 事 項

- 1.第104期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第104期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案

取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

招集にあたっての決定事項（議決権の行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4)株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要になりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ② 計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎当日当社役職員は、夏期の節電対策の一環として、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきます。

株主総会の議案や当社経営に関するご質問をウェブサイトにて受け付けております。いただきましたご質問のうち、株主様の関心が高い事項に関して、株主総会当日に回答させていただきます。なお、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

入力期限
2025年6月18日（水）

以下URLまたはQRコードからアクセス
<https://links-v.pdcp.jp/2892/2025/nisshoku/>
 ※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



ID：株主番号8桁（議決権行使書用紙に記載）
パスワード：株主様の郵便番号7桁
※株主名簿上のご登録住所（3月末）の郵便番号
で、ハイフンの入力は不要です。



1. 事前質問をクリックし、入力画面へ
2. ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容を入力した後、「入力確認へ」をクリック
3. ご質問内容を確認後、「送信」をクリック

※ご質問は1株主様1問とさせていただきます。



オンデマンド配信（事後配信）のご案内

本定時株主総会終了後、後日、その一部についてオンデマンド配信（事後配信）を行います、オンデマンド配信については、当社ウェブサイトよりご案内いたします。

<https://www.nisshoku.co.jp/ir/ir-library/shareholders-meeting.html>

〈留意事項〉

- ・ オンデマンド配信用動画の撮影に際しては、出席株主様のプライバシーに配慮し質疑応答など一部を編集させていただきます。また、ご出席の株主様の容姿が映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ 延会および継続会については、配信いたしませんので、ご了承ください。
- ・ ご視聴に伴う通信料は株主様のご負担となります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会にご出席される場合	 書面（郵送）で議決権を行使される場合	 インターネットで議決権を行使される場合
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。	議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。	次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。
日 時	行使期限	行使期限
2025年6月26日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）	2025年6月25日（水曜日） 午後5時15分到着分まで	2025年6月25日（水曜日） 午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の号 XX期
XXXXXXXXXX月XX日

※裏面に議案の名称と議決権の行使方法が記載されています。

1. _____
2. _____

〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

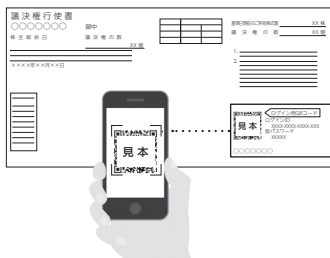
※議決権行使書用紙はイメージです。
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

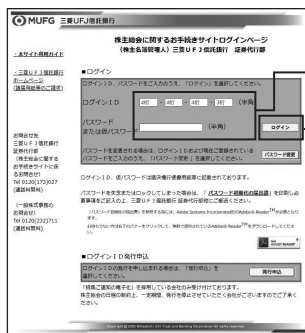
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第104期の期末配当につきましては、当社の配当方針が企業価値の継続的な向上と企業体質の更なる強化を目指しつつ、配当性向30%を目安としていることから、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金55円 総額 270,511,670円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社定款の定めにより、本定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	あら かわ たけし 荒 川 健 (1963年 5 月12日生)	1987年 4 月 三菱商事株式会社入社 2005年 4 月 同社紙・板紙製品ユニット洋紙総 括マネージャー 2007年 2 月 同社社長業務秘書 2010年 7 月 同社生活産業グループCEOオフ イス経営企画・地域戦略・連結経 営基盤整備推進ユニットマネー ジャー 2012年 4 月 同社生活資材ユニットマネージャ ー 2013年 4 月 同社生活資材部長 2014年 4 月 同社生活産業グループCEOオフ イス（経営企画・地域戦略担当） 2015年 4 月 PT.MC Living Essentials Indonesia 社長 2018年 4 月 三菱商事株式会社 執行役員生活消費財本部長 2019年 4 月 同社執行役員消費財本部長 2021年 4 月 当社 社長 2021年 6 月 当社 代表取締役社長（現在）	2,600株
【取締役候補者とした理由】 荒川健氏は、大手商社での豊富な経験と幅広い知識及び海外会社の経営者としての経験を有していることから、経営全般に関するグローバルな視野と高度な知見による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
2	い どう つよし 伊 藤 剛 (1964年11月25日生)	1989年 4 月 当社入社 2012年 6 月 当社業務部長 2014年 7 月 当社経営企画室長 2016年 4 月 当社総務部長 2018年 2 月 当社総務部 2018年 4 月 当社執行役員 Asia Modified Starch Co., Ltd. 社長 2021年 4 月 当社執行役員 業務・調達担当役 員 2022年 6 月 当社取締役執行役員 業務・調達 担当役員 2024年 4 月 当社取締役常務執行役員 業務・ 調達担当役員（現在）	1,900株
【取締役候補者とした理由】 伊藤剛氏は、当社生産技術・業務部門における長年の経験と幅広い知識に加え、当社の経営全般及び技術に関する幅広い知見を有しており、これらの経験と知見による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	たん の かく 丹 野 格 (1969年12月14日生)	1993年 4 月 三菱商事株式会社入社 1999年 6 月 同社関西支社食料部 2004年 2 月 同社食糧本部澱粉・ビールユニット 2005年 4 月 Asia Modified Starch Co.,Ltd. 出向 2009年 5 月 三菱商事株式会社農水産本部糖質ユニット 2014年 4 月 Asia Modified Starch Co., Ltd. 社長 2018年 4 月 三菱商事株式会社生活消費財本部戦略企画室 2018年11月 同社生活消費財本部グローバル消費財部部長 2019年 4 月 同社消費財本部グローバル消費財部部長 2021年 4 月 同社グローバル食品本部グローバル消費財部部長 2022年 4 月 当社執行役員 経営企画・海外事業担当役員 2022年 6 月 当社取締役執行役員 経営企画・海外事業担当役員 2025年 4 月 当社取締役執行役員 経営企画・海外事業・営業担当役員（現在）	0株
【取締役候補者とした理由】 丹野格氏は、大手商社で当社グループの取引に従事し、豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社経営の透明性や客観性の向上、並びにコーポレート・ガバナンスの強化、充実のために必要な指摘や助言を期待し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
4	いし かわ ひろ あき 石 川 宏 明 (1968年 7 月 28 日生)	1992年 4 月 三菱商事株式会社入社 2004年 7 月 独国三菱商事出向 Accounting & Financial Division Deputy General Manager 2009年 5 月 三菱商事株式会社金属グループコントローラーオフィス トレーディング管理チーム チームリーダー 2010年 4 月 同社金属グループ管理部 トレーディング管理チーム チームリーダー 2011年 6 月 同社金属グループ管理部 鉄鋼原料事業チーム チームリーダー 2013年 5 月 同社金属グループ管理部 金属資源チーム チームリーダー 2016年 5 月 同社新産業金融事業グループ管理部 アセットマネジメント事業チーム チームリーダー 2016年10月 同社新産業金融事業グループ管理部 企業投資・リース事業チーム チームリーダー 2018年 5 月 泰MC商事会社 兼 泰国三菱商事会社出向 取締役副社長、財務経理本部長 2023年 6 月 当社取締役執行役員 総務人事・経理・情報システム担当役員 2024年 6 月 当社取締役執行役員 サステナビリティ・総務人事・経理・情報システム担当役員 (現在)	0株
【取締役候補者とした理由】 石川宏明氏は、大手商社での豊富な経験と幅広い知識に加え、財務及び会計に関する幅広い知見を有しており、これらの豊富な経験と知見による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
5	あさ み あき ひろ 浅 見 彰 宏 (1975年4月25日生)	1998年 4 月 三菱商事株式会社入社 2007年 9 月 AGREX INC社 Assistant General Manager 2009年 9 月 FGDI LLC社 Assistant to CEO 2012年 2 月 三菱商事株式会社 穀物ユニット マネージャー 2014年 4 月 同社 穀物ユニット チームリーダ ー 2018年 8 月 日本農産工業株式会社 執行役員 経営企画室長 兼ライフテック部 管掌役員 2020年 3 月 三菱商事株式会社食品産業グルー プ CEOオフィス 経営戦略ユニッ ト マネージャー 2021年 4 月 同社 食品産業グループ CEOオフ イス 事業投資担当 部長 2023年 4 月 伊藤ハム米久ホールディングス株 式会社 常務執行役員 経営戦略部 長 兼食肉事業本部 副事業本部長 2025年 4 月 三菱商事株式会社 食料本部 穀物 飼料部長 (現在) (重要な兼職の状況) 日本農産工業株式会社 取締役 (非常勤)	0株
【取締役候補者とした理由】 浅見彰宏氏は、大手商社での豊富な経験と、幅広い知識及び海外会社の経営者としての 経験を有していることから当社経営の透明性及客観性の向上、並びにコーポレート・ガ バナンスの強化、充実のために必要な指摘や助言を期待し、取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 荒川健、丹野格、石川宏明及び浅見彰宏の各氏は、現在及び過去10年間に於いて当社の親会社である三菱商事株式会社の業務執行者であり、その地位及び担当は、上記の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 日本農産工業株式会社は当社製品の取引先であります。
4. 当社は浅見彰宏氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額以上の額とし、当該責任限定の対象は、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定いたします。
5. 監査等委員会の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任及び報酬等についての意見の概要は以下のとおりであります。
- 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定は適切な手続きで実施され、選定された各候補者の職務執行状況及び経歴等を評価した結果、取締役として適任であると判断しております。また、監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について検討した結果、報酬体系や各取締役の報酬等はそれぞれの職責と業績に相応しい水準であると判断しております。

第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（執行役員を兼務しない取締役、受入出向者及び国内非居住者を除く。以下同じ。）及び執行役員（受入出向者及び国内非居住者を除く。以下同じ。）

（以下、併せて「取締役等」という。）を対象に当社株式を報酬として交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。本議案は、2016年6月28日開催の第95期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額230百万円以内）とは別枠として、取締役等に対して株式報酬を支給するものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、株主の皆様と利害共有を図るとともに、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としたものであり、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと2名となります。また、上記のとおり、本制度は執行役員も対象としており（本株主総会の終結の時点において本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は3名の予定）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、取締役としての報酬と執行役員としての報酬を明確に区別できない可能性が考えられることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額に相当する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて役位及び業績目標の達成度等に応じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

① 本議案の対象となる当社 株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役 ・ 当社の執行役員
------------------------------	-----------------------

② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 (下記(3)のとおり。)	・ 30百万円に対象期間の年数を乗じた金額 なお、当初の対象期間については、3事業年度を対象として90百万円（当初の対象期間は2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）
取締役等に交付等が行われる 当社株式等の数の上限 (下記(4)のとおり。)	・ 13,000株に対象期間の年数を乗じた株式数 なお、当初の対象期間については、3事業年度を対象として39,000株（当初の対象期間は2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度） ・ 上記の1事業年度あたりの株式数（13,000株）の当社発行済株式総数（2025年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.2%
当社株式の取得方法 (下記(3)のとおり。)	・ 本制度に伴う当社株式は、株式市場又は当社（自己株式処分）より取得予定
③ 業績達成条件の内容 (下記(4)のとおり。)	
・ 対象期間における中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて50～150%の範囲で変動 ・ 当初対象期間においては、連結経常利益、ROE及び社員エンゲージメントを業績評価指標として採用予定	
④ 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(5)のとおり。)	・ 原則、当社の取締役等を退任する時

(2) 信託期間

当初の信託期間は、2025年8月（予定）から2028年8月（予定）までの約3年間とします。但し、信託期間の満了時において、下記(3)のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

(3) 当社が拠出する金員の上限

当社は、取締役等に対し交付等を行う当社株式取得のために、対象期間毎に拠出

する信託金の上限を、30百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（当初の対象期間である3事業年度については90百万円）としたうえで、かかる信託金を拠出し、取締役等を受益者として対象期間に対応する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株式処分）から取得します。当社は、対象期間中、取締役等に対するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、当該取締役等の退任時に、このポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該期間に応じた年数について本信託の信託期間を延長します。当社は延長された期間毎に、本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）で信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対する新たなポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 取締役等が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、役位及び業績目標の達成度等に応じて付与されるポイント数により定まります。

1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

本信託の当初の信託期間中に取締役等に対して付与されるポイント数の上限は、13,000ポイントに対象期間の年数の3を乗じたポイント数とし、本信託の信託期

間中に取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下「上限交付株式数」という。）。そのため、3事業年度を対象とする当初の対象期間中に対応する上限交付株式数は、39,000株となります。

なお、上記(3)により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数は、かかる1事業年度当たりの上限数に延長された信託期間の年数を乗じた数に相当する株式数とします。この上限交付株式数は、上記(3)の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(5) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等は、当社の取締役等の退任時に、(4)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、所定の受益権確定手続きを行うことにより、ポイント数の70%に相当する数の当社株式について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が国内非居住者となった場合は、原則としてその時点で付与されている累積ポイント数に相当する数の当社株式の全てを、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、当該取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上

【取締役のスキルマトリックス】

株主総会終了後の各取締役が有する知識・経験・能力を明らかにしたスキルマトリックスは、以下のとおりです。

女性取締役：2名（取締役に占める比率：22%）

氏名	当社における地位	企業経営	財務・ 会計	技術・ 研究・ 生産	事業戦略・ マーケティング	業界知識	法務	グローバル 経験	独立社外
荒川 健	代表取締役社長	○			○	○		○	
伊藤 剛	取締役常務執行役員	○		○		○		○	
丹野 格	取締役執行役員	○			○	○		○	
石川 宏明	取締役執行役員	○	○					○	
浅見 彰宏	取締役	○			○	○		○	
佐藤 幸一郎	取締役(監査等委員)	○			○			○	○
寄山 淳子	取締役(監査等委員)	○			○	○			○
中庭 聡	取締役(監査等委員)		○		○			○	
井上 恵子	取締役(監査等委員)						○		○

【取締役候補者選任基準】

株主総会に付議する取締役候補者は、以下基準に基づいて取締役会で審議し選任しております。なお、詳細な基準は別に定めております。

- ・心身ともに健康である
- ・高い人望・品格・倫理観および遵法精神を有している
- ・当社事業・機能の各分野における優れた知見・見識および十分な実績または高い専門性を有している
- ・先見性と洞察力に優れている
- ・全社的・中長期的な視点に立って思考し、客観的に判断する能力を有している

【社長選定基準】

社長候補者は、以下基準に基づいて取締役会で審議し選定しております。

- ・取締役候補選任基準を満たし、かつ当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上および当社事業を通じた社会貢献実現に向け、高いリーダーシップと実行力を発揮することができる

【取締役解任基準】

取締役を解任する場合は、以下基準に基づいて取締役会で審議し株主総会に付議することが出来ます。

- ・職務執行に著しい支障が生じた場合
- ・公序良俗に反する行為を行った場合
- ・法令もしくは定款または役職員行動規範に違反し、当社もしくは子会社または関連会社の企業価値を著しく毀損した場合
- ・選任基準の各要件を欠くことが認められる正当な理由がある場合
- ・職務を懈怠することにより、当社もしくは子会社または関連会社の企業価値を著しく毀損した場合

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンドやレジャー需要の増加、賃金引上げ等による所得環境の改善に伴い個人消費は回復基調にありましたが、物価高騰の長期化等により景気は緩やかな回復に留まりました。また、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東地域の地政学リスクの高まり、トランプ政権による保護主義的な政策等により、依然として先行きは極めて不透明な状況となりました。

原料とうもろこしのシカゴ相場は、期初435セント/ブッシェル台で始まり、南米の高温乾燥予報等から5月中旬には472セント/ブッシェル台迄値を上げましたが、米国新穀とうもろこしの生育が順調に推移し、米国四半期在庫報告及び新穀の作付面積報告が上方修正され、豊作観測が強まったこと等から8月下旬には362セント/ブッシェル台迄値を下げました。9月に入り米国の好調な輸出需要や生育シーズン終盤の乾燥した天候による減産観測等から上昇に転じ、他穀物の相場上昇や12月の米国期末在庫の下方修正や2月のアルゼンチン産の生産高見通しの下方修正等から2月中旬には502セント/ブッシェル台迄上昇しました。しかしその後、アルゼンチン産地の生育に適した天気予報や、ブラジル産2期作コーンの作付進展、翌期の米国新穀作付面積増加見通し等から値を下げ、期末時点では457セント/ブッシェル台、通期平均では434セント/ブッシェル台となりました。

WTI原油相場は期初83ドル/バレル台で始まり、9月に中国の景気後退による需要減少懸念や産油国の供給過剰感等から65ドル/バレル台迄値を下げましたが、12月の中国の景気刺激策への期待による需要増加見込み、1月の米英のロシア石油輸出への制裁強化等から1月中旬には80ドル/バレル台迄上昇しました。しかし3月に入りOPECプラスが4月からの段階的な増産を決定したほか、米国による各国への関税賦課やそれに対する報復関税が世界の原油需要を減少させると懸念されたことから値を下げ、期末時点では71ドル/バレル台、通期平均では74ドル/バレル台となりました。

米国から日本までの穀物海上運賃は、期初55ドル/トン台で始まり、インドの石炭輸入増やウクライナの穀物輸出が前年比増加したこと等から5月初旬には58ドル/トン台迄値を上げましたが、インドネシアの石炭輸出や南米の穀物輸出減少等が継続し荷動きが鈍化したことや、船舶供給量が需要を上回る状況が続いたことから値を下げ3月中旬には40ドル/トン台迄値を下げました。しかしその後は、南米穀物の輸送需要の高まりから値を戻し、期末時点では44ドル/トン台、通期平均では49ドル/トン台となりました。

為替相場は、期初151円/ドル台で始まり、日米の金融政策の違いから7月上旬には161円/ドル台迄円安が進行しましたが、9月に米経済指標が市場予想を下回り、FRBによる大幅利下げ観測から140円/ドル台迄円高が進行しました。しかしその後、市場予想を上回る米経済指標や日米金利差の拡大から円安が進行し158円/ドル台となりましたが、米国経済指標が市場予想を下回り米長期金利が低下した一方で、日本では日銀の早期利上げ観測の高まりから長期金利が上昇し日米金利差が縮小したことから円高が進行し期末時点では149円/ドル台、通期平均では152円/ドル台となりました。

販売面では、昨年に比べインバウンドも含めた人流回復により外食産業向け需要は増加傾向となりました。大型連休も好天に恵まれ、上期前半は飲料向けを中心に糖化製品の販売が増加傾向でありましたが、6月以降高温が続いたものの、夏から秋にかけて天候不順であったこと、また、全般を通して消費者の節約志向が根強かったことが影響し、製品全体では前事業年度に比べ販売数量は減少しました。

澱粉製品の販売では、新聞、雑誌のデジタル化進捗による紙需要の減少により、紙の生産量も同様に減少傾向が続いており、製紙向け澱粉の販売数量は前事業年度に比べ大幅に減少しました。一方、食品用澱粉の販売は外食市場の客数増加により需要が回復傾向を見せましたが、ここでも物価高による節約志向の影響があり、販売数量の増加は限定的なものとなりました。糖化製品の販売は飲料向け中心に販売数量が前事業年度に比べ大幅に減少したため、その他食品市場向け販売減少も合わせ、糖化製品全体では販売数量、売上ともに大きく減少する結果となりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は626億9千万円、営業利益は12億円、経常利益は19億1千万円、親会社株主に帰属する当期純利益は15億2千万円となりました。

次に、各部門の販売概況は以下のとおりであります。

(澱粉部門)

澱粉部門は、製紙向け澱粉需要が全体的に減少しましたが、外食産業の活性化により食品向け販売数量は増加したものの、消費者の節約志向の影響を受け、澱粉製品全体の売上高は140億円となりました。

(糖化品部門)

糖化品部門は、インバウンドの増加含め、人流回復により業務用販売を中心に需要が回復傾向でありましたが、台風や豪雨といった天候不順や物価上昇に対する防衛意識の高まりも影響し販売数量は減少、売上高は400億3千万円となりました。

(ファインケミカル部門)

ファインケミカル部門は、コロナ禍の収束により国内の一部市場向け製品販売が回復傾向でありましたが、売上構成の影響により売上高は21億5千万円となりました。

(副産物部門)

副産物部門は、穀物相場が低位安定したことで前年同期に比べ販売価格が下落したことにより売上高は65億円となりました。

なお、2025年3月期より連結決算を開始したため、対前期増減率は記載しておりません。

(2) 対処すべき課題

2022年度に策定いたしました中期経営計画2022-2024年度（中経2024）において、当社は①ソリューション提供機能の強化、②プライマリー事業の収益安定化、③経営基盤の整備を基本方針に定め、定量目標として当該期間の連結ベース経常利益を年間17±4億円とすることを掲げております。中経2024の最終年度となる2024年度は、序盤は天候に恵まれたことから糖化製品の販売が好調に推移しました。夏場以降の天候不順を受けて販売数量が落ち込んだことや油脂や飼料といった副産物製品の市場相場が軟調に推移した影響もありましたが、中経施策に基づく収益の安定化や製品安定供給を通じた顧客信頼の獲得、及び採算の改善により連結ベース経常利益で19億1千万円を達成いたしました。

世界情勢は、トランプ政権の保護主義的な政策運営に対し、世界各国が対抗措置を講じる懸念もあり、世界経済の先行きに対する不透明感が増しております。日本国内では、内需を中心に緩やかな経済回復が見られ、金利のある世界に戻り、デフレ脱却に向け前進するものの、米国の政策動向における不確実性や、物価上昇に対する実質賃金の伸び悩みが続いており、今後、日本経済が持続的な成長軌道に移行できるか引き続き注視が必要です。

長期的な見通しとしては、国内の人口漸減による糖質の総需要の減少傾向は、当社にとって今後の大きな課題となりますが、消費者ニーズの多様化はさらに進行し、豊かな生活の実現に貢献しうる機能性素材・原材料に対する期待は、今後も益々高まっていくとみております。加えて、世界的なサステナビリティに対する意識はますます高まっており、企業には持続可能な社会課題の解決とそれを通じた企業価値の向上が期待されております。当社では2019年に策定した「サステナビリティ重要課題」の見直しを行い、①脱炭素・環境保全、②豊かな社会の実現、③人材の育成と組織風土の醸成、④社会的信頼性の向上、⑤地域とのつながりを事業活動の根幹に据え、取り組んで参ります。

また、当社が2022年に策定した「長期経営ビジョンNSK2030」では、多様性や健康、環境への配慮といった、社会からの要請に応じていく企業としての成長の道筋を示しており、2025～2027年度の3カ年をそのフェーズ2として位置づけ、中期経営計画「中経2027」を発表いたしました。中経2027は、前中経で構築した仕組みや体制の上に、成長施策の推進を図る「施策展開期」と位置付け、事業戦略と財務・資本戦略を2つの柱とし、更なる事業の成長を目指します。事業戦略として、①重点領域の具現化と新規事業創出、②収益構造の見直しと設備の最適化、③人材・組織の相互成長と社会環境価値の追求、財務・資本戦略として、①収益・資本効率化に向けた指標の対外開示、②最適資本構成実現に向けたキャピタルアロケーションを掲げて、各施策を推進して参ります。目標値として連結経常利益17～23億円（20±3億円）、連結ROE5～6%を掲げております。2025年度は「中経2027」の初年度として、成長につながる諸施策の推進強化に努めます。業績見通しとしては、売上高650億円、営業利益13億円、経常利益18億円、親会社株主に帰属する当期純利益14億円を見込んでおります。

【長期経営ビジョンNSK2030】

当社事業をソリューション事業・プライマリー事業と再定義し、この2分野を両輪に、長期的な企業価値の創出を目指します。

◆新たな領域・未来を切り拓く「ソリューション事業」

生活・社会・環境の観点より今後ニーズが高まる領域を特定し、経営資源を集中。当社の強みを活かした価値を提供し、海外市場も視野に入れた事業展開を推進します。

◆食・生活の根底を支える「プライマリー事業」

生活必需品の素材を提供する企業として、社会からの信頼に応える供給体制を構築していきます。

◆サステナビリティ経営の推進

事業の根幹と捉え、事業の発展と持続可能な社会への貢献を目指します。
人材育成の強化、環境への取組みを推進します。

【中経2027】

NSK2030の実現に向けたフェーズ2

◆基本方針

○事業戦略

I 重点領域の具現化と新規事業創出

重点領域の具現化

新規事業、新たな取り組みへの成長投資

グローバル市場に対する展開の加速

II 収益構造の見直しと設備の最適化

相場影響を受け難い安定した収益力の維持

安定供給の維持向上による顧客の信頼確保

更新投資・補修費等のマネジメント

III 人材・組織の相互成長と社会・環境価値の追求

人材・組織の相互成長

カーボンマネジメントの推進

ステークホルダーエンゲージメントのさらなる充実

生産性向上に資するDX推進

○財務・資本戦略

I 収益力・資本効率化に向けた指標の導入

経営指標の目標としてROEを新たに導入、目標値ROE 5~6%

II 最適資本構成実現に向けたキャピタルアロケーション

資本効率性と財務健全性(NET DER：1倍以下)を両立するバランスの取れた資本構成を目指す

DOEを新たな株主還元指標に導入、配当率をDOE 2.5%以上に設定

◆全体指標

- ・連結経常利益20±3億円、連結ROE 5~6%を目標とする

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資額は総額50億1千万円で、主に既設生産設備の更新並びに製品の品質向上に対するものであります。

当期末借入金総額は107億円であります。当期は、増資又は社債の発行等による資金の調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第101期 (2022年3月期)	第102期 (2023年3月期)	第103期 (2024年3月期)	第104期(当期) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	—	—	—	62,697
経 常 利 益 (百万円)	—	—	—	1,914
当 期 純 利 益 (百万円)	—	—	—	1,527
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	310.56
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	5,779.32
総 資 産 (百万円)	—	—	—	50,121

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。

2. 当社では、第104期から連結計算書類を作成しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第101期 (2022年3月期)	第102期 (2023年3月期)	第103期 (2024年3月期)	第104期(当期) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	50,610	64,612	66,676	62,697
経 常 利 益 (百万円)	1,859	3,341	3,008	1,656
当 期 純 利 益 (百万円)	1,370	2,605	2,434	1,331
1株当たり当期純利益 (円)	278.55	529.79	494.98	270.72
1株当たり純資産額 (円)	4,281.15	4,614.86	4,946.77	4,973.20
総 資 産 (百万円)	39,692	46,504	46,427	46,167

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。
2. 第101期は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け断続的に社会経済活動が制限されたことにより、澱粉製品を除き販売数量は減少したものの、原料とうもろこしや燃料の高騰を背景とした製品価格の適正化を進めました。この結果、売上高、経常利益ともに増収増益となりました。
3. 第102期は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け停滞していた社会経済活動の正常化が進んだことで販売数量は増加しました。また原料とうもろこしを始めとした原材料価格の高騰を受け、製品価格の適正化を進めました。この結果、売上高は27.7%増、経常利益は79.7%増と、ともに増収増益となりました。
4. 第103期はコロナ禍を乗り越え、インバウンドやレジャー需要が回復したことで澱粉製品を除き販売数量は増加したものの、副産物において穀物相場下落や輸入品の影響から販売価格が下落しました。この結果、売上高は3.2%増、経常利益は10.0%減と増収減益となりました。
5. 第104期の状況については、前記「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

当社の親会社である三菱商事株式会社は、当社の株式2,942千株（議決権比率60.00%）を保有しております。

なお、当社は親会社との間で原料とうもろこし等を購入しているほか、当社製品の販売代理店契約を締結し取引を行っております。

親会社との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

① 取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項

製品の販売等については、一般的な取引と同様に市場価格、総原価を勘案して協議、交渉の上合理的な判断に基づき適正に決定しております。

原料等の購入については、一般的な取引と同様に市場の実勢価格等と比較検討、交渉の上合理的な判断に基づき適正に決定しております。

関係会社株式の売却等については、第三者専門機関による株価算定額を参考に協議の上、適正に決定しております。

② 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は、当該取引を決定する際に法令及び社内規定に則り所定の手続きを行い、内部監査室を含む監査等委員会により会社業務が適切に行われていることを確認しており、当該取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

③ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合は当該意見

該当事項はありません。

当社の重要な子会社の状況は次のとおりであります。

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日食サービス&ファシリティーズ株式会社	5百万円	100%	穀類および諸類の加工製品の受託販売、製造、販売、輸出入およびこれらに付帯又は関連する請負業

(6) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、とうもろこし等の加工製品及びその二次加工製品の製造販売を主な事業としております。

事業部門別の主たる製造品目は次のとおりです。

事業部門	主要製品
澱粉部門	コーンスターチ、ワキシースターチ、加工澱粉ほか
糖化品部門	ぶどう糖（結晶・液状）、コーンシラップ、水飴、異性化糖、 難消化性グルカン（水溶性食物繊維）ほか
ファインケミカル部門	シクロデキストリン、輸液用糖質（結晶マルトース、局方ブドウ糖） ほか
副産物部門	コーンオイル、グルーテンフィード、グルーテンミールほか

(7) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

本社 東京本社（東京都千代田区）、富士本社（静岡県富士市）
営業所 名古屋営業所（愛知県名古屋市）、大阪営業所（大阪府大阪市）、
福岡営業所（福岡県福岡市）
研究所 研究所（静岡県富士市）
工場 富士工場（静岡県富士市）、水島工場（岡山県倉敷市）
(注) 登記上の本店所在地は東京本社となります。

(8) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

(単位：百万円)

借入先	借入額
三菱商事フィナンシャルサービス株式会社	9,735
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	400
農林中央金庫	300

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
442名	—

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数を記載しております。
2. 第104期から連結決算に移行しているため、前期末比増減は記載しておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
442名	9名増	41歳9ヶ月	17年11ヶ月

- (注) 従業員数は、就業人員数を記載しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年10月21日をもって、本社を東京都千代田区丸の内二丁目7番2号ＪＰタワー12階に移転いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,600千株
- (2) 発行済株式の総数 6,400千株
- (3) 当期末株主数 4,310名（前期末比356名減）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三菱商事株式会社	2,942,600 株	59.83 %
三和澱粉工業株式会社	200,000	4.07
堀内運輸株式会社	102,000	2.07
小林 利香	81,000	1.65
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	67,000	1.36
野村証券株式会社	47,070	0.96
渡井 勲	35,500	0.72
日本食品化工従業員持株会	30,036	0.61
楽天証券株式会社	26,900	0.55
松井証券株式会社	26,200	0.53

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式1,481,606株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	荒 川 健	社長
取 締 役	伊 藤 剛	常務執行役員 業務・調達担当
取 締 役	丹 野 格	執行役員 経営企画・海外事業担当
取 締 役	石 川 宏 明	執行役員 サステナビリティ・総務人事・経理・情報システム担当
取 締 役	永 田 義 典	三菱商事株式会社 食料本部穀物飼料部長 日本農産工業株式会社 取締役（非常勤） 瀬戸埠頭株式会社 取締役（非常勤）
取 締 役 （監査等委員）	佐 藤 幸一郎	－
取 締 役 （監査等委員）	寄 山 淳 子	合同会社サキコンサルティング 代表社員
取 締 役 （監査等委員）	中 庭 聡	三菱商事株式会社 食品産業管理部長 日東富士製粉株式会社 監査等委員である取締役（非常勤） 三菱商事ライフサイエンスホールディングス株式会社 監査役（非常勤） 三菱商事ライフサイエンス株式会社 監査役（非常勤）
取 締 役 （監査等委員）	井 上 恵 子	JMP法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）佐藤幸一郎、寄山淳子、井上恵子の各氏は、社外取締役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員であります。
2. 取締役（監査等委員）中庭聡氏は、大手商社の管理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は監査等委員会の職務を補助する直属の監査等委員取締役補佐1名及び内部監査室（5名）を置き、委員会の指揮命令に基づき監査業務のサポートを行うことで監査等委員会が十分に機能すると判断しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は、海野剛裕（技術・品質保証担当）、日高隆徳（営業担当）、高田正保（研究担当）、中村哲也（生産担当）の4名であります。
5. 当社と永田義典、佐藤幸一郎、寄山淳子、中庭聡、井上恵子の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額以上の額としております。なお、当該責任限定の対象は、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定しております。
6. 田辺研一郎氏は2024年6月26日開催第103期定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	24	24	－	－	5
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19 (19)	19 (19)	－ (－)	－ (－)	5 (4)
合計 （うち社外取締役）	43 (19)	43 (19)	－ (－)	－ (－)	10 (4)

- (注) 1. 上記表には、2024年6月26日開催の第103期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記表のほか、使用人兼務取締役（4名）の使用人分給与（賞与引当金の繰入額を含む）を111百万円支払っております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は2016年6月28日開催の第95期定時株主総会において年額230百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役0名）です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は2016年6月28日開催の第95期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。

③取締役報酬などの内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く（以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針および役員処遇規程の改正を決議しております。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の委員会である報酬審議委員会の審議を受けております。

また、当社の取締役報酬は経済、社会情勢、当社の経営環境等を勘案した報酬額を役員処遇規程に定めており、役員処遇規程の改廃は任意の委員会である報酬審議委員会の審議を基に取締役会決議をもって決定していることから、当社取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等に係る決定方針等は以下の通りです。

1. 基本方針

当社の取締役報酬は当社の経営を担う人材の確保、維持につながる報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては求められる職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には取締役が執行役員および従業員の業務執行の監督を行う役割に鑑み、基本報酬が取締役の個人別報酬の全てを占め、業績連動報酬、非金銭報酬は支給しない。

2. 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は役位、常勤・非常勤の別による月例の固定報酬とする。具体的な報酬額は経済、社会情勢、当社の経営環境等を勘案し役員処遇規程に定める。

3. 取締役の個人別の報酬等についての決定に関する事項

役員処遇規程の制定・改廃は、代表取締役を委員長とし、すべての独立社外取締役および代表取締役、社長ならびに取締役会が選定する取締役で構成される報酬審議委員会の審議を基に取締役会の決議をもって決定する。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

氏 名	重要な兼職の状況
佐 藤 幸一郎	—
嵯 山 淳 子	合同会社サキコンサルティング 代表社員
井 上 恵 子	JMP法律事務所 弁護士

- (注) 1. 合同会社サキコンサルティングと当社との間には特別な関係はありません。
2. JMP法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏 名	地 位	出席状況、発言状況及び 社外取締役に関与される役割に関して行った職務の概要
佐 藤 幸一郎	社 外 取 締 役 (監査等委員)	当事業年度中に開催の取締役会10回のうち10回に、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。異業種でのグローバル経営経験者としての豊富な知見を活かした助言、提言を行うとともに、独立した立場から活発に意見を述べて取締役会の決定に参画し、取締役会の監督機能の強化に貢献しています。また、監査等委員として研究開発委員会、営業会議、執行役員会等に出席するほか、報酬審議委員会の委員として監査等委員以外の取締役の報酬決定過程に深く関与しています。
寄 山 淳 子	社 外 取 締 役 (監査等委員)	当事業年度中に開催の取締役会10回のうち10回に、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。同業界での経営経験者としての豊富な知見を活かした助言、提言を行うとともに、独立した立場から活発に意見を述べて取締役会の決定に参画し、取締役会の監督機能の強化に貢献しています。また、監査等委員として研究開発委員会、営業会議、執行役員会等に出席するほか、報酬審議委員会の委員として監査等委員以外の取締役の報酬決定過程に深く関与しています。
井 上 恵 子	社 外 取 締 役 (監査等委員)	2024年6月26日就任以降、当事業年度中に開催の取締役会8回のうち8回に、監査等委員会8回のうち8回に出席いたしました。主に弁護士としての豊富な知見を活かした助言、提言を行うとともに、独立した立場から必要な意見を適宜述べて取締役会の決定に参画し、取締役会の監督機能の強化に貢献しています。また、監査等委員としてコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、執行役員会等に出席するほか、報酬審議委員会の委員として監査等委員以外の取締役の報酬決定過程に深く関与しています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	45百万円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額が合理的なものであると判断し、会社法第399条の同意を行いました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。

また、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受けて、会計監査人の再任の適否を検討し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出される会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	28,035	流 動 負 債	17,117
現 金 及 び 預 金	241	買 掛 金	1,131
売 掛 金	13,223	短 期 借 入 金	10,735
電 子 記 録 債 権	1,440	未 払 金	3,773
商 品 及 び 製 品	4,728	未 払 法 人 税 等	21
仕 掛 品	3,536	賞 与 引 当 金	1,163
原材料及び貯蔵品	4,118	役 員 賞 与 引 当 金	37
そ の 他	751	そ の 他	255
貸 倒 引 当 金	△4	固 定 負 債	4,578
固 定 資 産	22,085	退職給付に係る負債	4,318
有 形 固 定 資 産	15,424	資 産 除 去 債 務	143
建 物 及 び 構 築 物	4,225	そ の 他	116
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	9,237	負 債 合 計	21,696
土 地	1,262	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	165	科 目	金 額
建 設 仮 勘 定	339	株 主 資 本	27,489
そ の 他	193	資 本 金	1,600
無 形 固 定 資 産	342	資 本 剰 余 金	328
投資その他の資産	6,319	利 益 剰 余 金	27,710
投 資 有 価 証 券	4,934	自 己 株 式	△2,148
繰 延 税 金 資 産	1,247	その他の包括利益累計額	934
そ の 他	449	その他有価証券評価差額金	40
貸 倒 引 当 金	△312	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△95
資 産 合 計	50,121	為替換算調整勘定	982
		退職給付に係る調整累計額	7
		純 資 産 合 計	28,424
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	50,121

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金 額	
売 上 高		62,697
売 上 原 価		52,665
売 上 総 利 益		10,032
販売費及び一般管理費		8,831
営 業 利 益		1,200
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	12	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	698	
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	137	
そ の 他	130	978
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44	
固 定 資 産 除 却 損	126	
為 替 差 損	72	
そ の 他	21	264
経 常 利 益		1,914
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13	
補 助 金 収 入	100	113
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	100	100
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,927
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	322	
法 人 税 等 調 整 額	77	400
当 期 純 利 益		1,527
親会社株主に帰属する当期純利益		1,527

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	28,027	流 動 負 債	17,117
現 金 及 び 預 金	233	買 掛 金	1,131
売 掛 金	13,223	短 期 借 入 金	10,735
電 子 記 録 債 権	1,440	未 払 金	3,774
商 品 及 び 製 品	4,728	未 払 法 人 税 等	20
仕 掛 品	3,536	賞 与 引 当 金	1,163
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,118	役 員 賞 与 引 当 金	37
そ の 他	751	そ の 他	254
貸 倒 引 当 金	△4	固 定 負 債	4,590
固 定 資 産	18,139	退 職 給 付 引 当 金	4,329
有 形 固 定 資 産	15,424	資 産 除 去 債 務	143
建 物	3,802	そ の 他	116
構 築 物	422	負 債 合 計	21,707
機 械 及 び 装 置	9,230	純 資 産 の 部	
車 両 運 搬 具	7	科 目	金 額
工 具、器 具 及 び 備 品	193	株 主 資 本	24,518
土 地	1,262	資 本 金	1,600
リ ー ス 資 産	165	資 本 剰 余 金	327
建 設 仮 勘 定	339	資 本 準 備 金	327
無 形 固 定 資 産	342	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
借 地 権	59	利 益 剰 余 金	24,739
ソ フ ト ウ エ ア	169	利 益 準 備 金	400
そ の 他	114	そ の 他 利 益 剰 余 金	24,339
投資その他の資産	2,372	建 物 圧 縮 積 立 金	111
投 資 有 価 証 券	115	構 築 物 圧 縮 積 立 金	0
関 係 会 社 株 式	328	機 械 装 置 圧 縮 積 立 金	0
繰 延 税 金 資 産	1,792	土 地 圧 縮 積 立 金	113
そ の 他	449	別 途 積 立 金	7,000
貸 倒 引 当 金	△312	繰 越 利 益 剰 余 金	17,114
資 産 合 計	46,167	自 己 株 式	△2,148
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△58
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	36
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△95
		純 資 産 合 計	24,460
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,167

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金 額	
売 上 高		62,697
売 上 原 価		52,665
売 上 総 利 益		10,032
販売費及び一般管理費		8,834
営 業 利 益		1,197
営 業 外 収 益		723
受 取 配 当 金	455	
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	137	
そ の 他	130	
営 業 外 費 用		264
支 払 利 息	44	
固 定 資 産 除 却 損	126	
為 替 差 損	72	
そ の 他	21	
経 常 利 益		1,656
特 別 利 益		113
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13	
補 助 金 収 入	100	100
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	100	100
税 引 前 当 期 純 利 益		1,669
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	321	338
法 人 税 等 調 整 額	16	
当 期 純 利 益		1,331

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

日本食品化工株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	田	健	司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮	澤	達	也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本食品化工株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本食品化工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ

る。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

日本食品化工株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 森 田 健 司

公認会計士 宮 澤 達 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本食品化工株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

日本食品化工株式会社 監査等委員会

監査等委員 佐 藤 幸 一 郎

監査等委員 寄 山 淳 子

監査等委員 中 庭 聡 子

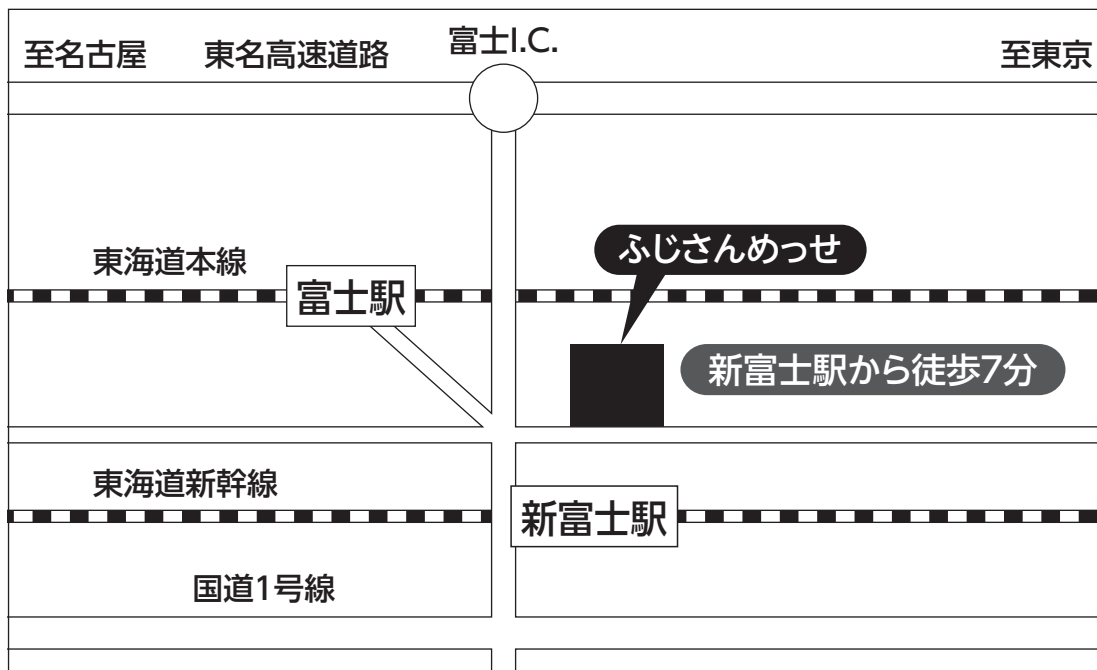
監査等委員 井 上 恵 子
(戸籍上の氏名：小椋恵子)

(注) 監査等委員 佐藤幸一郎、寄山淳子及び井上恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 静岡県富士市柳島189-8
 富士市産業交流展示場 ふじさんめっせ 会議室
 ☎ (0545)-52-3781 (当社富士本社)
 ☎ (0545)-65-6000 (ふじさんめっせ)



交通●新幹線 新富士駅富士山口より徒歩7分
 ●東海道本線 JR富士駅よりタクシー6分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。